

28 中建審・請第2号審査請求事件				
審査請求年月日		平成28年10月19日		
審査請求人住所		中野区〇〇〇		
審査請求の内容		建築確認処分の取消し		
処分庁（不作為庁）		中野区建築主事		
審査請求に係る建築物	建築物の敷地	中野区〇〇〇		
	地域・地区	第一種住居地域（60/200） 準防火地域 第2種高度地区		
	建築主住所	中野区〇〇〇		
	用途	専用住宅	構造	木造
	敷地面積	362.04㎡	階数	地上／地下 2／0
	建築面積	118.73㎡	延べ面積	213.45㎡
建築審査会の処分（概要）				
口頭審査年月日				
請求人の主張		<p>平成8年1月31日付け第〇〇〇〇〇号をもって、中野区が〇〇〇〇に対して為した建築確認処分のうち、処分のあった土地の南側部分の建築基準法第42条第2項道路の道路中心線の位置の違法ないし無効を確認し、審査請求人が昭和52年建築確認時添付の図面（甲第1号証）の北側道路中心線によるものとするとの裁決を求める。</p> <p>昭和52年の審査請求人の建築確認時に本件道路の中心線を確定し、20センチ後退して建築した。ところが北側の土地所有者の建築確認時（甲第2号証）に審査請求人の建築時よりも中心線を20センチ以上南側に寄せて決定した。そのため審査請求人は、さらに10センチの後退が必要となってしまふ。</p>		

処分庁の弁明	※処分庁 中野区建築主事に弁明書の提出を求めず。
裁 決 年 月 日 及 び 主 文	平成 2 8 年 1 2 月 1 4 日 本件審査請求を却下する。

<p>裁 決 の 理 由</p>	<p>審査請求人は、本件確認処分にあたって前提とされた本件2項道路の中心線の位置判断が誤っていることを理由に、本件確認処分の取消しを求めていることと理解される。</p> <p>審査請求人は、本件審査請求に先立って当審査会に対して本件2項道路とは別に隣接する2項道路に関連して以下の審査請求を提起し、それぞれ既に裁決がなされている。</p> <p>ア 9 中建審・請第6号事件 平成10年2月19日 審査請求提起 平成13年2月 7日 裁決</p> <p>イ 17 中建審・請第3号事件 平成17年 8月22日 審査請求提起 平成17年11月 2日 裁決</p> <p>ウ 18 中建審・請第1号事件 平成19年 2月22日 審査請求提起 平成19年 5月 9日 裁決</p> <p>審査請求人は、平成9年に（9月25日中野区収受）中野区長に対して書簡を提出しており、その文中において本件建築計画及び本件2項道路について言及していることが認められる（なお、そのほかに平成11年12月3日付け反論書（1）及び平成17年9月27日付け反論書においても同様の事項について繰り返し言及していることが認められる）。</p> <p>職権により調査した不動産登記によれば、本件建築物について平成8年8月14日新築として、同月16日付けで保存登記がなされていることが認められる。</p> <p>当審査会は、本件審査請求は以下の理由により不適法であると判断する。</p> <p>18 中建審・請第1号事件裁決においても示したとおり、建築確認に係る計画建築物の工事が完了した場合には、もはや建築確認の取消を求める審査請求の利益は失われるものと解するべきである（最高裁判所第二小法廷判決昭和59年10月26日民集38巻10号1169頁参照）。したがって、本件においても審査請求の利益は失われていると認められるから、本件審査請求は不適法といわざるを得ない。</p> <p>さらに念のため述べるならば、審査請求人は本件建築計画及び本件確認処分の概要につき遅くとも平成9年時点で知っていたものと認められる。したがって、この点からも本件審査請求は不適法といわざるをえない。</p>
<p>再 審 査 請 求 行 政 訴 訟</p>	